

別表2(第4条関係)

【訓練等給付】

サービスの種類	利用者の像 対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	支給量 基準量			有効期間 (最短～最長)
				基準	例外基準	審査会に諮る基準	
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者 ① 施設や病院を退所・退院した者で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等	(1) 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練 (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援 (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施する。	日／月	【原則の日数】 当該月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	例外基準において疑義が生じた場合	18箇月以内を標準とする ※当初は最長1年
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ① 施設や病院を退所・退院した者で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等	(1) 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援 (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援 (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施する。	日／月	【原則の日数】 当該月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	例外基準において疑義が生じた場合	24箇月以内を標準とする。(長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には36箇月以内) ※当初は最長1年
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	日／月	当該月の日数		疑義が生じた場合	24箇月以内を標準とする。(長期間にわたって入所(入院)していた者などを対象とする場合には36箇月以内) ※当初は最長1年
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満に限る) ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術(あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許)を習得し、在宅で就労・起業を希望する者等	(1) 事業所における作業や企業における実習等 (2) 適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援 (3) (1)や(2)を通じ、適性にあった職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・指導等を実施する。	日／月	【原則の日数】 当該月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	例外基準において疑義が生じた場合	24箇月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時に65歳未満の者に限る) ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用に関結できなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	(1) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供 (2) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する。	日／月	【原則の日数】 当該月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～3年
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に関結つかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①②③に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく、雇用されることが又は就労移行支援事業者が少なく、利用することが困難と市が判断した者	(1) 就労の機会や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない) (2) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する。	日／月	【原則の日数】 当該月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～3年
共同生活援助	就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者	(1) 家事等の日常生活上の支援 (2) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施する。	日／月	当該月の日数		疑義が生じた場合	1箇月～3年